

平成17年10月 24 日

「1株当たり当期純利益に関する会計基準(案)」(企業会計基準公開草案 10 号)および
「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針(案)」(同 13 号)についてのコメント

大和証券 SMBC(株) 事業調査部

<公開草案 10 号について>

- 1株当たり純利益および純資産算定の際に、役員賞与支給額を当期純利益および純資産から控除しないことに改めることは、役員賞与の費用計上を定める企業会計基準公開草案第 9 号「役員賞与に関する会計基準(案)」が正式に会計基準となることを前提とすれば、妥当な処理であると思われる。
- 新株や自己株式処分の払込者が株主となる時期が、2004 年の商法改正により、払込期日の翌日ではなく、払込期日に改められた。これにともない、従来、払込期日においてのみ用いられていた「新株式払込金」、「自己株式払込金」が公開草案10号において削除されることも妥当であると考ええる。
- また、用語についても、利益処分→剰余金の配当、利益配当請求権→配当請求権と改正されているが、これらについても違和感はない。

<公開草案第 13 号について>

- 本公開草案においては、1株あたり純資産を算出する際に以下の項目を純資産から除くとされている。
 - (1)新株式申込証拠金
 - (2)自己株式申込証拠金
 - (3)普通株式よりも配当請求権または残余財産分配請求権が優先的な株式の払込金額(当該優先的な株式に係る資本金および資本準備金の合計額)
 - (4)当該会計期間に係る剰余金の配当であって普通株主に関連しない金額
 - (5)新株予約権
 - (6)少数株主持分(連結財務諸表の場合)
- このうち(5)の新株予約権については、再考の余地があると見られる。
- 8月に公表された企業会計基準公開草案第 6 号により、資本の定義が変わるだけでも、投資家に相当の混乱が生じることが予想される。これに加えて、貸借対照表上の「純資産」と、1株あたり純資産の分子の「純資産」が異なることになれば、投資家が一層混乱することが懸念される。
- 会計理論上、「新株予約権」を1株あたり純資産の分子の「純資産」に含めることに多少理論上の問題があったとしても、これを実際に指標として用いる投資家側からいえば、できるだけ定義を揃えてもらった方が使い勝手が良い。
- 1株当たり当期純利益との整合性を考えると、今後、ストック・オプションを費用計上することとなった場合、1株あたり当期純利益においては、ストック・オプションは費用計上という形で反映されるのに対し、1株あたり純資産では分子に反映しないこともバランスを欠くということになるのではないか。

- 新株予約権を新たに分母に含めて計算することになるであろうROEとの関係も複雑になる。
- 新株予約権は、確かに現在の普通株主によって払い込まれたものではない。しかしながら、将来の権利行使により、既存の普通株主から新株主に持分が移転することの対価として、新株予約権者から現在の普通株主に対して現金の支払や役務の提供が行われたと考えれば、現在の普通株主の持分として考えることも妥当ではないか。
- 権利行使期間中に新株予約権の権利が行使されなかった場合、現金の払戻しや役務の提供や対価の支払いが、新株予約権者に対して行われるわけではない。新株予約権の対価はいわば払戻しの無い手付金のようなものとして普通株主に支払われたと考えられるのではないか。
- 権利行使期間中に権利が行使されなかった場合、現在の案では、新株予約権について会計上は利益に戻し入れられることになる。利益は「払込資本」ではないが、「純資産」の一部であり、権利が行使されなくても、戻入益は「純資産」には含まれる。戻入益は、「普通株主」、「普通株主以外の株主」両方に帰属するが、公開草案ではそれぞれに帰属する「純資産」両方から除外することとしており、このような取扱いが妥当であるか疑問である。
- 以上の点を考えると、(5)の「新株予約権」については、1株あたり純資産算出において控除すべき項目ではないのではないか。
- なお、「少数株主持分」を貸借対照表の純資産に含めながら、1株あたり純資産算出において控除していることも、利用者からするとわかりにくい。しかし、現在の連結財務諸表が親会社説に立っており、1株当たり当期純利益算出にも少数株主利益が除外されていることを考えると、こちらについては除外するだけの理由があるものと考えられる。

(以上)